

新潟市物品電子入札等実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市における入札又は見積合わせのうち、電子入札システムを使用して行う入札又は見積合わせ（物品購入に限る。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 本市の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と入札等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (2) 入札等 入札又は見積合わせをいう。
- (3) 電子入札等 電子入札システムを使用して行う入札等をいう。
- (4) 入札書等 入札書又は見積書をいう。
- (5) 入札通知書等 指名通知書又は見積依頼通知書をいう。
- (6) 落札者等 落札者又は決定者をいう。
- (7) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年省令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書を格納したカードをいう。

(電子入札等を行う機関)

第3条 この要綱において、本市における入札等のうち電子入札システムにより入札等を行うことができる機関は、財務部契約課及び区役所地域総務課（中央区、東区及び西区にあつては区役所総務課）とする。

(電子入札等を行う対象)

第4条 この要綱において、電子入札等を行うことができる対象は、物品購入に係るものうち、前条に規定する機関で行う見積合わせ、指名競争入札及び一般競争入札とする。

(電子入札等の参加資格)

第5条 電子入札等に参加できる者は、新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第6条に規定する有資格者名簿（物品に限る。）に登載されている者のうち、次条に規定する電子入札システムの利用者登録（以下単に「利用者登録」という。）を行ったものとする。

2 利用者登録の有効期間は、新潟市物品等入札参加資格審査要綱（平成24年12月1日制定）第6条に規定する有効期間とする。

(利用者登録等)

第6条 電子入札等に参加しようとする者は、次のいずれかの方法で、あらかじめ利用者登録を行わなければならない。

(1) ICカードによる登録

(2) ユーザID及びパスワードによる登録

2 前項第2号に掲げる方法により、利用者登録を行った者は、見積合わせに限り電子入札システムを利用することができる。

3 第1項各号の規定により利用者登録を行った者が、当該登録内容に変更を生じる場合にあっては、直ちに利用者登録の変更を行わなければならない。

(ICカード)

第7条 電子入札等で使用できるICカードは、前条第1項第1号の規定により利用者登録を行った者自らが取得したICカードに限る。

(入札参加申請)

第8条 電子入札のうち一般競争入札による電子入札に参加しようとする者は、指定された締切日時までに、電子入札システムにより入札参加申請を行わなければならない。

(入札書の提出)

第9条 電子入札等に参加しようとする者（次項及び次条において「電子入札等参加者」という。）は、指定された締切日時までに、電子入札システムにより入札書等を提出し

なければならない。

- 2 前項の規定により入札書等を提出した電子入札等参加者は、指定された締切日時前であっても、当該入札書等に記載の入札額又は見積額その他の記載内容を、電子入札システムによる入札等又は紙による入札等（以下「紙入札等」という。）によって変更することができない。

（紙入札等の特例）

- 第10条 電子入札システムによる入札等は、紙入札等を行うことができない。ただし、次に掲げるときであって、市長が認めるときは、紙入札等を行うことができる。

（1） 電子入札等参加者が使用する端末、プロバイダ、ICカードその他の電子入札情報処理組織に起因する事由により、電子入札システムより入札等を行うことができないとき。

（2） 天災、停電その他の電子入札等参加者の責めに帰さない事由により電子入札システムにより入札等を行うことができないとき。

- 2 市長は、前項第1号の場合にあつては紙入札等に変更することが、前項第2号の場合にあつては入札書等受付締切日その他の入札等の方式を変更又は中止することができる。

- 3 第1項第1号及び前項の規定により電子入札等参加者が紙による入札等を希望する場合は、「紙入札等方式参加承諾願（別記様式第1号）」を市長に提出し、承諾を受けなければならない。

- 4 電子入札等参加者が前項の承諾を受けたときは、入札（見積）書（別記様式第2号）を指定された締切日時前までに、市長に提出しなければならない。

（電子入札等の辞退）

- 第11条 入札通知等を受けた者又は第8条第1項の規定により入札等参加申請書を提出した者は、入札書等の受付締切日時までに、電子入札等システムにより入札等を辞退することができる。

（開札）

第12条 電子入札システムによる開札であって、第10条第4項の規定により、紙入札等を行う場合は、当該紙入札書等に記載されている入札額又は見積額を電子入札システムに登録するものとする。

(再度入札)

第13条 新潟市契約規則第20条の規定により再度入札を行う場合は、市長が通知した再度入札に係る通知に従い、再度入札等締切日時までに電子入札システムにより入札等を行うことができる。

2 再度入札を行う場合は、原則として入札の翌日までに行うものとする。ただし、入札の翌日が休日（新潟市の休日を定める条例（平成元年新潟市条例第35号）第1条第1項に規定する市の休日をいう。）に当たるときは、その日の翌日までに行うものとする。

(落札者等の決定)

第14条 市長は、電子入札システムにより提出された入札等により、開札後速やかに落札者等を決定するものとする。

2 落札等となるべき者が2以上いるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、物品電子入札に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年3月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による利用者登録は、この要綱の施行の日前においても、同条の規定の例によりすることができる。

(紙入札にかかる経過措置)

3 第8条から第10条までの規定にかかわらず、この要綱の施行の日から令和8年9月30日までの間の入札又は見積合わせのうち、電子入札により行う入札又は見積合わせ

は、電子入札システムによる入札参加申請及び入札書又は見積書の提出に代えて、紙による入札参加申請書及び入札書又は見積書の提出により行うことができる。

(辞退届にかかる経過措置)

- 4 第11条の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から令和8年9月30日までの間に電子入札システムにより入札通知等を受けた者は、紙による辞退届の提出により辞退することができる。

(新潟市電子入札実施要領の一部改正)

- 5 新潟市電子入札実施要領(平成17年4月6日制定)の一部を次のように改正する。

題名中「電子入札」を「建設工事・建設コンサルタント電子入札」に改める。

第1条中「電子入札」を「電子入札(建設工事及び建設コンサルタントに限る。)」に改める。

(新潟市電子入札運用基準の一部改正)

- 6 新潟市電子入札運用基準(平成17年4月6日制定)の一部を次のように改正する

題名中「電子入札」を「建設工事・建設コンサルタント電子入札」に改める。

1-1の項中「電子入札」を「電子入札(建設工事及び建設コンサルタントに限る。)」に改める。

(新潟市電子入札用電子証明書(ICカード)登録要領の一部改正)

- 7 新潟市電子入札用電子証明書(ICカード)登録要領(平成17年4月6日制定)の一部を次のように改正する。

題名中「電子入札用電子証明書」を「建設工事・建設コンサルタント電子入札用電子証明書」に改める。

第1条中「電子入札」を「電子入札(建設工事及び建設コンサルタントに限る。)」に改める。

紙入札等方式参加承諾願

年 月 日

(宛先) 新潟市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名

電話番号

業者番号

下記入札に係る入札参加資格要件を満たしていますが、電子入札システムを利用して入札等に参加できないため、紙入札等方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件名	
入札公告日、指名通知日又は見積依頼日	
電子入札システムを利用できない理由	

紙入札等方式参加を承諾してよろしいでしょうか。

	課長	補佐	係長	担当
決裁				

起案 年 月 日

決裁 年 月 日

入札（見積）書

年 月 日

新潟市長様

住所

氏名

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札（見積）条件を承認のうえ入札（見積）いたします。

金額	百	千	円		
履行場所					
品名	品質・規格	数量	単価	金額	

（注）入札（見積）額は、消費税及び地方消費税を含まないものとする。

電子入札等で開札の結果、同額の際に実施する電子くじで用いるくじ番号を、次のとおり申し出ます。

くじ番号
000～999の任意の番号を
右欄に記載すること。